

職域がん検診受診体制整備事業奨励金 Q & A

Q 1	がん検診を受診する際の特別休暇制度を設けようと思うのですが、奨励金の支給対象となるために、日数や時間の条件はありますか？	日数や時間の条件はありませんが、がん検診を受診するために必要な時間は、検診の内容や受診する場所など、個々の事情によって異なると思いますので、検診に係る時間（日数）に応じて休暇が取得できることが望ましいと考えます。 なお、就業規則等に具体的な時間（日数）を明記される場合には、半日（４時間）以上の休暇制度としてください。
	《就業規則記載例①》 （特別休暇） 第〇条 従業員が次の各号に掲げる事由に該当し、会社がその必要を認めたときは、当該各号に 定める日数の特別休暇を与える。 （１）本人が〇〇〇〇するとき・・・・・・・・・・〇日 （２）配偶者が〇〇〇〇するとき・・・・・・・・・・〇日 （３）本人が医療機関等においてがん検診を受診するとき・・・・半日または１日 ２ 前項の休暇は有給とし、その期間については、通常の賃金を支払うものとする。	
	《就業規則記載例②》 第〇条 従業員ががん検診を受診する際は、受診時間を勤務扱いとして、所要時間を勤務したものとして賃金を支給する。	
	《就業規則記載例③》 第〇条 従業員ががん検診を受診する際に掛かる検診費用については、会社が負担する。 第〇条 従業員ががん検診を受診する際に掛かる検診費用については、〇〇円を限度に会社が負担する。	
	《就業規則記載例④》 第〇条 定期に行う健康診断のほかに、当該各号に定めるがん検診を会社の負担において実施する （１）胃がん検診（胃内視鏡検査または胃部エックス線検査） （２）大腸がん検診（便潜血検査） （３）乳がん検診（乳房エックス線検査） （４）子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診） ２ 前項のがん検診は（１），（３），（４）については２年に１回、（２）については１年に１回、定期に実施する。	
Q 2	無給の休暇制度でも奨励金の支給対象になりますか？	休暇を取得することで賃金等が減額されるなどの不利益が生じてしまうと、積極的な休暇制度の活用が望めなくなってしまうので、無給の休暇制度は奨励金の対象となりません。休暇制度を設ける際には、有給の休暇制度としてください。
Q 3	休暇制度を新たに設ける予定はありませんが、今年度からがん検診に係る時間も勤務時間とみなし、勤務時間中に検診に行くことを許可しようと考えています。この場合、奨励金の支給対象となりますか？	勤務時間中に検診に行くことで賃金の減額等の不利益が生じなければ、奨励金の支給対象となります。
Q 4	今年度から、従業員に対し検診費用を一部補助しようと思うのですが、奨励金の対象となるために、金額等の条件はありますか？	検診を受けやすくするためには、できるだけ補助額が大きいことが望ましいですが、１人あたり 1,000 円以上を補助する場合に奨励金の支給対象とします。 ※自己負担が1,000円以下である場合はその額

Q 5	福利厚生制度として、従業員が人間ドックを受診する場合の費用を一部補助しようと考えています。人間ドックでも奨励金の支給対象となりますか？	下記の検査項目が1つでも含まれていれば対象となります。人間ドックの検査項目には、一般的に胃部X線検査（又は胃内視鏡検査）、胸部X線検査及び便潜血検査が含まれています。
		【奨励金の支給対象となる検査項目】 区分 検査項目 胃がん検診 胃内視鏡検査、胃部X線検査 大腸がん検診 便潜血検査 乳がん検診 乳房X線検査 子宮頸がん検診 子宮頸部の細胞診
Q 6	従業員全員に補助をするのは難しいので、節目年齢として 40 歳・45 歳・50 歳の従業員に対してのみ補助をしようと思います。この場合、奨励金の対象となりますか？	対象になりません。 がん検診は定期的に継続して受診することが重要です。補助対象者を節目年齢の方に限定してしまうと、「補助がある年だけ受診する」などといった習慣がついてしまう可能性がありますので、従業員の方が正しい間隔で継続して検診を受診できるような補助制度が望ましいと考えます。 なお、一定の年齢以上の方が、継続して受診できるようなものであれば、奨励金の支給対象となります。年齢の下限については下表を参考としてください。
		【がん検診の対象年齢及び受診間隔】 胃がん検診 50 歳以上 2年に1回 大腸がん検診 40 歳以上 1年に1回 乳がん検診 40 歳以上 2年に1回 子宮頸がん検診 20 歳以上 2年に1回
Q 7	試験的な取組みとして、今年1年間に限り、女性従業員を対象に乳がん検診の費用補助や、受診時間を勤務時間扱いとする取組みを行おうと思っています。この場合、奨励金の支給対象となりますか？	対象になりません。 がん検診は定期的に継続して受診することが重要です。従業員の方が正しい間隔で継続して検診を受診できるような制度が望ましいと考えます。 なお、継続して実施する取組みであれば、女性従業員（乳がん検診又は子宮頸がん検診）に限定した取組みでも奨励金の支給対象となります。
Q 8	今年から、定期健康診断の検査項目にがん検診を追加しようと考えていますが、すべての検査項目を実施するのは難しいので、便潜血検査（大腸がん検診）だけを追加して実施したいと思います。この場合、奨励金の対象となりますか？	一部の検診（検査項目）に限定した取組みでも、奨励金の支給対象となります。
Q 9	就業規則、社内規定にはパートやアルバイト等の非正規職員を含める必要があるか？	就業規則または社内規定に含める対象者は少なくとも正社員を対象としていれば支給対象となります。
Q 1 0	就業規則改正後に受診する職員が一人しかいません。今年度の申請は行わず、翌年度に申込をしても良いですか？	就業規則改定後に一人でもがん検診を受診する場合は、当該年度に申込をしてください。
Q 1 1	就業規則改正後に検診の予約が取れませんでした。今年度の申請は行わず、翌年度に申込をしても良いですか？	すべてのがん検診が終了している場合や、検診機関の予約状況等により、今年度中の受診が見込めない場合は、翌年度の予算が保証されないことに同意のうえ、その旨を文書でご提出ください。（様式は任意。参考様式はホームページに掲載）

Q 1 2	就業規則を改正し、1 回目の支給申込書を提出しましたが以下のような事由により受診する従業員がいませんでした。支給申請書の提出は不要ですか。 また、翌年度に再度 1 回目の支給申込書を提出することは可能ですか？ 検診機関の予約が取れなかった 従業員ががん検診を希望しなかった 等	支給申請書の提出は不要です。翌年度の予算が保証されないことに同意のうえ、その旨を文書でご提出ください。（様式は任意。参考様式はホームページに掲載）
-------	--	--